

佐世保市立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、佐世保市立図書館規則(平成6年4月1日教育委員会規則第5号)第2条及び第18条の規定に基づき、佐世保市立図書館の図書館資料(以下「資料」という。)の収集にあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 佐世保市立図書館は、図書館法に基づく公立図書館として、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」を尊重し、すべての市民の知る権利、学ぶ権利を保障するために、市民の要求及び社会的動向などに十分配慮して、市民の学習、文化、教養、調査研究、実用及び趣味・レクリエーション等に資する資料を計画的に幅広く収集するものとする。

- 2 知る自由を保障するために、市民の要求に基づき、思想的・宗教的・政治的立場にとらわれず、自由で公正な資料の収集を行う。多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 3 収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。
- 4 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- 5 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりはしない。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料は、図書、逐次刊行物(新聞、雑誌等)、行政・郷土資料、視聴覚資料、バリアフリーサービス資料その他形態や媒体を問わず必要な資料とする。

- 2 収集する資料は、原則として国内で発行及び製作されている資料とする。ただし、必要に応じて国外で発行及び製作されている資料も収集するものとする。
- 3 下記の内容の資料は、研究目的の利用も有り得るため収集する場合もあるが、保存方法や提供方法を含めて慎重に扱うものとする。
 - (1) 差別を助長するおそれのあるもの。
 - (2) 人権やプライバシーを侵害するおそれのあるもの。
 - (3) 青少年に悪影響を与えるおそれのあるもの。
 - (4) 社会や国家の否定若しくは破壊を扇動するおそれのあるもの。

(収集の方法)

第4条 資料の収集は、購入、寄贈、寄託、複製等の方法による。

(選書会議)

第5条 収集資料の選定および寄贈資料等の受入にあたっては選書会議の審議を経て図書館長が決定する。選書会議においては、収集方針に基づき公正に資料の選定を審議する。

(資料収集の考え方)

第6条 常に適正な蔵書構成を図るとともに、適宜除籍を行い蔵書の新鮮化に努める。なお、除籍基準については別途定める。

- 2 長く読み継がれ評価の定まった作品は、維持・更新にあたる。
- 3 複本については、資料の価値、市民の要求、現在および将来的な利用状況等を考慮し適切な冊数を揃える。

(未所蔵資料に対するリクエストへの対応)

第7条 所蔵していない資料のリクエストについては、この方針に基づき収集の可否を判断する。収集の対象外と判断された資料であっても図書館間の相互協力などの手段によって可能な限り提供するよう努める。

2 資料の形態や購入ルートを考慮し、下記の資料に対するリクエストは原則として購入の対象外とし、相互協力によって対応する。

ア 逐次刊行物

イ 漫画資料

3 リクエストの受付から一年が経過しても出版の見込みがない資料については、リクエストを取り消すことができる。

(種類別収集基準)

第8条 市民の学習、文化、教養、調査研究、実用及び趣味・レクリエーション等に資するため、日常生活に必要な実用書をはじめ、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

2 資料の種類別収集基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般図書

一般図書は、日常生活に必要な実用書をはじめ、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

ただし、次の図書については内容を十分考慮して選択する。

ア 利用が限定される極めて高度な専門書・学術書。

イ ペーパークラフト・塗り絵・問題集など、切り取りや書き込みを前提として作られた資料。

ウ 著しく破損・紛失しやすい資料。

エ 付録が中心となっている資料。

(2) 参考図書

参考図書は、市民の一般的な調査研究や市民が当面する諸課題を解決するために必要な辞典、事典、年鑑、白書、地図等幅広く収集する。

(3) 児童図書

児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料、豊かな人間性を培う資料及び調査研究のための資料を幅広く収集する。

(4) ヤングアダルト図書

中学生・高校生世代を対象に、教養、趣味、娯楽、実用にわたり関心の高い資料を収集するとともに、将来の進路や職業選択に関わる図書も併せて収集する。

(5) 行政・郷土資料

ア 佐世保市を中心とした地域・人物に関する資料ならびに佐世保市ゆかりの作家の著作は、図書を中心に映像資料も含め網羅的、体系的に収集する。また、古書についても必要に応じ収集する。

イ 特色のある資料として、海軍、陶磁器など地域の特性に関するもの、及び佐世保市を舞台にした著作は重点的に収集する。

ウ 佐世保市が刊行した行政資料は、関係機関と協力し網羅的に収集する。

(6) 逐次刊行物

新聞は、代表的な一般紙のほか、地元紙等を収集する。また雑誌は、各分野における主要なもの、利用度の高いものを収集するものとし、年1回見直しを行う。

(7) 視聴覚資料

市民のニーズを把握し、評価の定まった作品を中心に、必要に応じて多様なジャンルの優れた作品を収集する。

(8) バリアフリーサービス資料

図書館資料をそのままの形で利用することが困難な市民に対し、利用できる形に加工した大活字資料、点字資料、録音資料、布絵本等を収集する。

(9) 漫画資料

漫画資料は、下記のことを収集する。

- ア 児童向けの学習漫画
- イ 実用漫画
- ウ 郷土資料に該当する漫画

(10) 電子書籍

佐世保市立図書館が管理運営する「電子図書館」によって提供する電子書籍を収集する。収集にあたっては、以下の事項を考慮する。ただし、社会情勢やメディアの進展、電子資料の出版・流通状況を考慮し、選定基準を見直していく。リクエストについては、電子資料を利用する権利について制約があることから受け付けない。

- ア 紙媒体では管理困難な、書き込み、切り取り式の資料が電子書籍化されたもの。
- イ 学習・資格参考書、問題集およびテキスト類が電子書籍化されたもの。
- ウ 児童書、ヤングアダルト向けの資料が電子書籍化されたもの。
- エ バリアフリーに対応した機能をもつもの。
- オ マルチメディアに対応したもの。
- カ 来館困難な利用者に配慮して、ビジネス書・育児書など、さまざまな分野の資料が電子書籍化されたもの。
- キ 佐世保市に関わる郷土資料や図書館発行の資料、行政資料のなかで電子化することができるもの。
- ク 利用者からの関心が多く、紙媒体の資料の複本として提供することができるもの。

(11) その他資料

上記に含まれない資料であっても、社会情勢やメディアの進展を鑑み当館にとって必要と思われる資料は適宜検討し収集する。

附則

- この方針は平成21年11月1日から施行する。
- この方針を平成30年3月28日に一部改正する。
- この方針を令和3年8月1日に一部改正する。

